

大学生等採用支援事業業務委託仕様書

1 目的

本業務は、県内ICT企業が連携して実施する大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生（以下「大学生等」という。）向けのキャリア形成支援プログラムの実施を支援することにより、大学生等の県内ICT企業への就職促進を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 支援対象企業

秋田県DX推進ポータルサイト「AKITA DeX」に登録している県内ICT企業のうち県が指定するもの（9社程度）。

4 業務委託内容

(1) 支援対象企業で構成される協議会事務局の運営・管理

①支援対象企業の課題ヒアリング

支援対象企業に対し、採用活動に係る課題のヒアリングを行うこと。

ア 実施時期：令和8年6月中旬まで

イ ヒアリングの内容は事前に県と協議すること。

②本業務に参加する大学生等の募集

本業務に参加する大学生等の募集を実施すること。

ア 大学生等の効果的な募集方法を提案すること。

イ 募集方法を事前に県と協議すること。

③県内大学等との調整

本業務の企画や大学生等の募集に当たって、県内大学等の調整と行い協力を得ること。

(2) ローテーション型オープン・カンパニーの企画運営

①オープン・カンパニー・プログラムの作成支援

各支援対象企業が順番にオープン・カンパニーを行うローテーション型オープン・カンパニー・プログラムの作成支援を行うこと。

ア 実施時期：令和8年6月下旬まで

イ オープン・カンパニー・プログラムは、各支援対象企業の特徴を踏まえ、事業効果を高めるよう組み合わせること。

ウ オープン・カンパニー・プログラムの作成に当たっては、支援対象企業と打ち合わせを行い、必要に応じて専門家（有識者）を交え、きめ細やかな支援を行うこと。

## ②ローテーション型オープン・カンパニーの実施

ローテーション型オープン・カンパニーを実施し、評価を行うこと。

ア 実施時期：令和8年8月～9月

イ 支援対象企業1社当たり、5人程度の大学生等（主に令和10年3月卒業見込の大学生等）との接触が図られるようにすること。

ウ 参加する大学生等を実施場所に送迎すること（秋田市内での送迎）。

エ 実施期間中に実施場所に同行し、連絡調整やオープン・カンパニー・プログラムの評価等を行うこと。

オ 県と協議の上、必要に応じてイベント保険に加入し、安全対策を講じること。

## ③参加した大学生等へのフォローアップの実施

参加した大学生等にフォローアップを行い、支援対象企業へのエントリーを働きかけること。

## ④支援対象企業へのフォローアップの実施

支援対象企業のオープン・カンパニー・プログラムや（6）のアンケート調査結果に対する助言を行うとともに、支援対象企業からの相談に対応すること。

ア 実施時期：令和7年8月～令和8年2月まで随時

イ 実施回数：原則各社1回以上

## （3）成果報告会の開催

支援対象企業を対象に、本業務の成果や採用活動のノウハウの共有等を目的とする成果報告会を開催すること。

①実施時期：令和9年1月（予定）

②実施回数：1回以上

## （4）成果報告セミナーの開催

主に支援対象企業以外の県内ICT企業を対象に、本業務の成果や採用活動のノウハウ等の横展開を目的とする成果報告セミナーを開催すること。

①実施時期：令和9年1月（予定）

②実施方法：録画動画のアーカイブ配信

## （5）効果測定

効果測定として、（2）の②については、支援対象企業1社当たりが接触する大学生等の数のKPIを設定し、提案すること。

## （6）アンケート調査の実施

事業効果を把握するため、支援対象企業及び本業務に参加した大学生等にアンケート調査を実施し、調査結果を県に報告すること。なお、アンケートの調査項目を県と協議の上、作成すること。

## （7）共通事項

### ①業務管理責任者の配置

本業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本委託業務を統括する業務

管理責任者を配置すること。

②工程表等の提出

契約締結後速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。

③開催日時等

契約締結後速やかに、各業務の開催日、会場及び実施内容等について、県と事前協議を行うものとする。

④会場及び機材の手配

会場及び機材が必要となる際は、選定、手配及び支払については受託者が行うものとする。

⑤連絡調整

支援対象企業や本業務に参加する大学生等との連絡調整については受託者が行うものとする。

⑥業務委託遂行のための調整・報告等

本業務の遂行に当たっては、県はもとより、関係者との打ち合せなども適宜実施し、業務経過を必要に応じて随時報告すること。

⑦完了報告

本業務が完了したときは、当該完了から30日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、業務完了届及び業務報告書、その他県が指示する資料等を県に提出すること。

5 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

(2) 再委託等について

①受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

②受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本業務に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。問題が発生した場合は、受託者が責

任を持って対応すること。

## 6 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項等について、受託者と県が必要の都度打ち合わせを実施できる体制を整えること。
- (2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。
- (3) 感染症や災害時対応等の不測の事態が発生した場合は、委託業務の内容の一部を臨機に中止又は変更できるものとする。この場合において、中止又は変更する内容は、県と協議の上、決定するものとする。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議により決定するものとする。